

令和7年度 第1回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時	令和7年7月3日（木）15:00～15:55
会 場	仙台市役所本庁舎8階 第1委員会室
出席委員	稲葉 雅子委員、梅田かおり委員、小林 淑子委員、佐々木和之委員、 佐々木慎太郎委員、高山 秀樹委員、恒松 良純委員、 内藤 良介委員、不破 正仁委員、山畑 信博委員
仙台市	都市整備局長、平嶋次長、二階堂次長、計画部長、総務課長、 参事兼都市景観課長
事務局	都市整備局計画部都市景観課、宮城野区街並み形成課、 若林区街並み形成課、太白区街並み形成課、泉区街並み形成課

【議事】

1. 開 会

2. 議 事

<報告事項>

- ・屋外広告物ガイドラインの完成について
- ・屋外広告物の表彰制度について

3. 閉 会

【議事録】

1. 開 会

○司会（都市景観課 大友係長）

ただいまより令和7年度第1回仙台市景観総合審議会を開会いたします。

本日の出席状況の報告をさせていただきます。

本日は加藤委員、佃委員より欠席のご連絡をいただいております。

—配布資料確認—

2. 議事

○司会

それでは、これより景観総合審議会の議事に入ります。

初めに会議の成立についてですが、委員12名中10名の出席でございますので、景観法等の施行に関する規則第31条第2項の規定により会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、同規則第31条第1項の規定によりまして、恒松会長に議長をお願いいたします。

○恒松会長

それでは、議事に入る前に今回の議事録の署名ですが、私と委員名簿順で、今回は小林委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

ここで、会議の公開、非公開についての確認をいたしたいと思います。本日の審議については、原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば必要に応じて非公開とするということで、よろしいでしょうか。

(各委員 了解)

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

では、本日、報告事項が2点ということになっております。

まず初めに「屋外広告物ガイドラインの完成について」です。

ここからは部会長の立場でご説明します。当報告は屋外広告物部会としての報告です。

継続して検討してまいりました屋外広告物ガイドラインについて、審議会でもいただいた意見を踏まえ、屋外広告物部会で再度議論させていただきまして、完成となりました。

詳細については、事務局から報告します。よろしくお願いします。

<報告事項>

・屋外広告物ガイドラインの完成について

○事務局（都市景観課 田原主任）

—資料1－1、1－2、1－3により説明—

○恒松会長

前回の審議会でもいただいたご意見を踏まえ部会でも相談させていただき、直ちに展開できるところに関しては検討し、完成版としました。ですが、これがゴールではなく、今後運用していく中で不足している点などあった場合には、随時とはいかないかもしれませんが、再度見直すことも視野に入れております。

以上が部会からの報告です。ここから審議会の話になりますが、ただいまご報告ありました屋外広告物ガイドラインの完成について、ご質問等いただければと思います。

○不破委員

前回の審議会でも取りとめもない意見をうまくまとめていただき、ありがとうございます。きれいにまとまっており、素敵だと思っております。

○恒松会長

ありがとうございます。

次回見直しの宿題になるようなご意見でもよろしいと思いますので、ここを検討してはというご意見でも構いません。

○稲葉委員

全体のお話をしたいのですが、随所に記載のある「仙台らしさ」という点ですね。何となくイメージはわかるのですが、今後、長い時間をかけていいと思うのですが、「仙台らしさ」の定義づけ、こういうものが仙台らしいというところを具体的に分かるような記載になっていくといいと思っています。以上です。

○事務局（田原主任）

仙台の魅力を高めるためには、「仙台らしさ」が重要だと考えており、ガイドラインの今後の運用等を通じて、仙台の魅力を高めるべく取り組んでまいりたいと考えております。

○恒松会長

なかなか難しいお題だと思います。具体的にこれが仙台らしいと言えるところはありますが、今後何か提案できればというところだと思います。ありがとうございました。

○梅田委員

屋外広告物ガイドラインに照明を入れていただいてありがとうございます。

「照明を効果的に使用する」ということで、積極的に照明を使っていくという内容を1枚入れていただいたのですが、今、光害というのがいろいろ問題になっています。そういった中で、ガイドラインなので効果的に使うものにはなりますが、例えば空に光が漏れないようにもう少し気をつけましょう、といったような具体的なガイドラインが足されていてもいいかと思いました。

○事務局（大友係長）

光の害につきましては、梅田委員からも様々なご意見を頂戴しまして、事務局でも検討したところです。

ガイドラインの中で光の害は具体的に記述しておりませんが、光害防止ガイドラインのご紹介を最終ページにQRコードで載せており、今後、事務局で屋外広告物ガイドラインの内容についての相談を具体的に受けていく中では、そういったところも注意してもらえるようにしてまいります。

○梅田委員

ありがとうございます。

○高山委員

ご参考までに、この店先づくりのガイドラインはこうやって完成いたしました。昨年からは経済局さんと商工会議所で実際にこの理論を商店街の事業者さんに実現していただくということに取り組んでいます。この間、河北新報にも記事が掲載されましたが、8ページ左側の写真の一番下にありますムツミヤさんの事例など3社から事例発表をいただきました。ムツミヤさんは業者さんに依頼せず、自分たちの手作りで店先づくりを楽しみながら取り組まれていて、日々進化しているというような状況で、この取組をしたことによって、2月以降、毎月対前年で140%以上の売り上げを出されていました。一昨年から七夕祭りで市民の皆さんに人気投票をしていただいてグランプリなどの賞を設けており、ムツミヤさんは昨年これの金賞を取っているお店なのですけれど、今年は店先づくりが面白く、商売も繁盛していて七夕を創る暇がないとおっしゃってしまして、3月で止まっているそうです。それも困るのですが、でもこういった取組をして、店が元気になっているというのが非常にいい事例だなと思います。こういうお店が一つでも増えていくことによって、商店街が元気に

なって、最終的には仙台のまちがよくなると思っておりますので、これを参考により多くの個店の皆さんに取り組んでいただければと思います。

○事務局（計画部 阿部参事）

我々もこれからはこのガイドラインの周知に時間をかけていかなければいけないと思っております。先ほども申し上げましたが、これからは商工会議所や、商工会議所内にも部会や会議があると思いますのでそちらに出向くことや、宮城県屋外広告美術協同組合や建築士会、それぞれの役員会など、そういったところにも足を運んで説明を行い、会員の皆様にも情報を発信していただけるように頑張りたいと思います。

また、様々なツールがあると思いますので、本日は佐々木和之委員もいらっしゃいますが、タウン誌、それからSNS、あとはラジオ、それから先ほど高山委員もおっしゃられましたように経済局の関連行事などとも一緒にPRの機会を設けていただき、様々な手段を使って周知をしていきたいと思っております。ガイドラインを知っていただくだけではなくて、いい広告が世の中に創出されることに繋がるまで頑張りたいと思っております。

○恒松会長

作って終わりだとあまり意味がないと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

○小林委員

周知の話ですが、商工会議所、宮城県屋外広告美術協同組合、建築士会に分けられましたが、団体ごとではなく、合同でご説明等もしていただければと思います。というのは、私たちは建築士ですが、やはり建物に付ける看板は看板屋さんをお願いすることが多いので、そういうところで看板屋さんのお知り合いができれば、「あのときに一緒にやっていた看板屋さんだから、話通じるよね」といった形で話がうまくいったりすることもあります。今日は皆さまおりますので、一緒にやれるかの合意もとれると思っております。仙台市さんでの日程調整が難しく、こちらで日程調整と言われましたらやりますので、大丈夫ですよ？

うんと言っていたいただきましたので、建築士会と宮城県屋外広告美術協同組合では一緒に段取りができると思います。一緒に話を聞ければより深まりやすいかと思っております。

○事務局（阿部参事）

こちらこそありがとうございます。いろいろとコラボや協働でどのように進めていくか考えていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

○恒松会長

皆さんで協力いただければと思います。よろしくお願いします。

○内藤委員

今話がありました今後の周知についてのところで、前委員会のときも、ホームページで該当のページに辿り着くのが大変だという話があったので、今日の報告の中でも「景観総合審

議会にて報告後、仙台市HPにて公開」とは書かれていますが、辿り着きやすいようなつくりになるのか、その辺りはどのような感じなのかを確認したいと思います。

○事務局（阿部参事）

市役所に広報の部局もございますので、必ずしも都市整備局の都市景観課だけではなく、先ほども申し上げました経済局など、様々な関連部局にもお話し、そちらからもアクセスできるように考えております。

○内藤委員

わかりやすく、辿り着きやすいようにお願いします。

○佐々木（和）委員

先ほどの高山委員のお話は非常によく、私もメディアを持っているので、例えばムツミヤさん取材させていただき、こうやったらこんなに売上げが上がったという話の一つのケースとして広まっていくと、このガイドラインとして活用しようという発想が出てくるので、それを取り組ませていただきたいと思います。あとはプロに頼んだらこんなふうになってよかったという事例も、やはり我々の商売上必要で、その事例を数パターン作って、メディアで出していきながら、今後の周知のところで、表彰制度も関わってくると思いますので、それら繋げて取材していくようなものをつくれたらいいと思いました。その辺も検討していただければと思います。

○不破委員

広告や建築の特集をしたらいいいのではないですか。CasaBRUTUSなどの様に。

○佐々木（和）委員

それをほとんどしたことがなくて、むしろ S-style もグルメを中心とした本になってしまっているので、何かそういうコンテンツがあった方がいいと考えています。

○不破委員

建築と、広告物の出し方と店先の雰囲気掲載し、合わせて商品のプリンも紹介してみるような。

○佐々木（和）委員

入口が今までと違う方向で、面白いとは思いますが。

○恒松会長

ありがとうございます。ぜひ皆様のご協力で、よくなればいいなと思います。

ほか、ご意見ございますか。なければ、屋外広告物ガイドラインの完成を迎えることができたことについて、皆様に様々なご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

先ほども申し上げましたが、これは一応完成にはなっているのですが、完全に作り終わっ

たわけではなく、今後不足点があれば直していくということで事務局ともお話しさせていただいておりますので、また皆さんご協力いただければと思います。何かお気づきの点があれば、随時事務局にお知らせいただければと思います。

この次に報告する表彰制度との関連も、部会の中でお話ししながら進めてきております。ですので、当然これからやる表彰制度などとあわせて見直すなどして、よりよいものになっていけばと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

「屋外広告物の表彰制度について」です。

これも屋外広告物部会からの報告になります。事務局から報告をお願いします。

<報告事項>

・屋外広告物の表彰制度について

○事務局（田原主任）

—資料2-1、2-2により説明—

○恒松会長

部会では今月から募集を開始するというので調整していて、審査に関するスケジュールや予定をどうするかも相談はさせていただいていたところではあるのですが、市の方針として少し周知の期間を持ちたいということで、皆さんにも前日にご連絡していただいたというような状況になっております。

そうすると本件は検討する余裕が若干できた感じもしますので、皆さんから何かご意見、ご質問等ありましたらいただければと思います。

○不破委員

この表彰制度はとにかくいいと思うのですが、表彰制度の数が各部門で3点だから、全部で6点なのでしょうか。これは増やしてみることはあるのかが一つ、もう一つはこの表彰制度は結構楽しい感じにしてみたいのかという質問です。

屋外広告物のガイドラインに合わせたものが受賞する、ガイドラインのための表彰制度であることは知っているのですが、一方で「こんな工夫があつていいで賞」や「隠れ家的でいいで賞」のような賞がポンポン増えることや、審査員が何人かいらっしゃるとしたら「何々審査員賞」とかでもいいかもしれません。優秀賞とは別にその審査員が特別に「何とかに対する工夫で賞」のような賞が出てきてもいいのでしょうか。

○事務局（阿部参事）

部会の中でも同様のご意見が出ております。まず1回目でございますので、まず仙台市だけが表彰するときに、その大きなタイトルを最優秀賞と優秀賞としておりますが、審査の途中で、ウェブを通じ、応募された作品への市民意見も募集する期間を設けようと思っております。その中で、審査員の方々の中から、こういう観点から見るとすばらしいところがあるという広告物等については、まだ決定ではありませんが、審査員奨励賞など、部門賞も検討してもいいかというご意見もありましたので、そこは作品や市民のご意見などの反応を見て、

考えたいと思っていますし、1回目でそうならなくとも、2回目、3回目とやっていく際にそういったことを盛り込んで、表彰制度や賞の在り方をアップデートしていきたいと思っています。

○不破委員

ありがとうございます。もう既に議論されているのであれば、大丈夫だと思います。

○恒松会長

部会での状況を補足すると、どのくらい応募されるか予想がつかないので、賞を初めから盛り込みすぎない方がよいという意見があったのと、仙台市がどういう方針にするかはこの後何回かやって決められると思うのですが、例えば他団体と共催するようなことになった場合には、その団体の方たちの基準で表彰することも出てくるのではないかという話があり、今、不破委員がおっしゃったように色々な視点での評価は検討した方がいいといった意見は出ておりました。ですから、積極的にそういう方針で考えられればと思っています。

あと、3年というお話がありましたが、まずは毎年ではなく、それが1年空くのか2年空くのか分かりませんが、パイロット版で進める際に、色々な修正をしながら形を整えていく期間にしたいということも部会では出ていたので、どうするかは中々発言しにくいところではありますが、検討はしている状況です。

○稲葉委員

応募方法と審査基準ですが、審査するときに現地確認はされる予定なのでしょうか。

○事務局（田原主任）

事務局で確認するほか、審査の際に審査員の方々に見ていただく現地確認も予定しております。

○稲葉委員

写真だとすごくきれいというものと、逆に写真だけでの判断だと難しいのかなと思ったもので、質問しました。

○恒松会長

審査は1日かかるというのが事務局の想定でしたので、審査員は日程調整しようという話をしていました。1日でどのくらい回れるかも中々難しいところではあるのですが、なるべく多く回るように予定を組むことは当初から相談させていただいています。

○内藤委員

まず一つ確認だったのですが、募集開始時期のお話で、先ほど会長から今月中に募集したらいいのではないかという部会の話がありながらも、仙台市ではしっかりと周知をしたほうがよいという考えの中で、こういう文言だと思うのですが、ガイドラインを十分に周知したのちというのが、時期的にはっきり当然いつとは言えないと思います。ただ、目安とし

ていつ頃までにやりたいというイメージがあるのかをまず一つ確認をしたいところでした。

もう一つですが、先ほど審査基準の中で、市民の声も聞いていただきながらとありますが、ぜひ審査員だけではなく市民の審査員としての声も聞いていただくと、より本市らしくなると思いますので、ぜひお願いをしますというところです。それにあわせて、応募資格ですが、内容を見ますと広告主、デザイナー、施工者のいずれかの自薦だけしかないので、例えばこの三者の方々が少し控え目な方がだとして、自分たちで作ったのだが「いや、うちのほうがいいよ」となり、もしかしたらものすごく良いものであっても応募されないこともあり得る場合に、自薦とは別に市民の人たちが見て、「あれはいいのではないか」という他薦的なもので応募も出せたほうが、先ほど「仙台らしい」という定義の中で、市民からいいと思ってもらえるのは一つ仙台らしいといえるものですから、その辺はどうお考えいただいているかを確認したいと思います。

○事務局（田原主任）

まず一つ目、いつから公募を開始するのかについては、現時点では周知期間を半年程度と想定しております。

○事務局（阿部参事）

補足ですが、まず周知期間につきましては、このガイドラインを見てから、看板を企画、設計、製作をして、現地に設置されるまでに半年から七、八か月ぐらいはかかるのではないかとこの情報も得ておりますが、いつまでも周知期間を延ばすとガイドラインの意識が廃れてしまう可能性もありますことから、狙いとしては早ければ来春で、1年を経過しないように募集を開始できればという心づもりでおります。

次に応募資格ですが、市民が応募するのはよろしいのですが、お店の方の了解がなければ、勝手に応募はできないとも思っており、お客様が店主に「おたくの看板はとてもいいので、こういうのに応募してはいかがでしょうか」と伝えてもらい応募していただくスタイルがいいかと思います。そしてもう一つは先ほど述べましたように、応募された作品を見た市民がウェブアンケートなどで、良い点などを挙げていただき、それを審査会で審査員に評価していただきます。まず1回目はそれでやってみようと考えておりました。

○内藤委員

ありがとうございます。

今回ここまで話が進んでいるので、今からそういうのをやったらどうかと私の思いで言わせていただきましたが、これは最初で最後のものではないので、今回1回目でやっていただいて、その結果も踏まえながら、2回目の審査を行うときに、私が今述べさせていただいたようなやり方ができるのかも含めて、是非よりよいものにしてもらえるようお願いいたします。

○不破委員

議論を聞いていて思ったのですが、表彰制度の今回の趣旨が、このガイドラインができたことを周知するための仕組みだとしたら、今おっしゃったように、あまり間を空けるとばや

けてしまう感じもしますね。ガイドラインを周知していないとうまくいかないのではないかと、という気持ちも分かるのですが、一番の趣旨はガイドラインができたことを知ってほしいのだとしたら、ガイドラインができたと同時に表彰制度もできた、その募集期間はいつからいつまでと、終わりを長くすればいいのではないかと思っておりました。つまり、期間が空き、改めて「表彰制度は半年後にやりますので」というよりも、ガイドラインと同時にこういう表彰制度もありますよ、という感じの広報がいいのではないですかね。どういう趣旨なのかをお聞きしたいです。

○事務局（阿部参事）

言い方が難しいのですが、まずは魅力ある店先づくりのコツがありますとお教えします。そうするとまちの中にガイドラインに沿ったものがぼつぼつと出てきて、表彰制度に応募され、審査員に講評の中で「こういった着眼点で選びました」と1回目の表彰のときに言っていただくと、2回目、3回目に「なるほど、こういうところが評価されるのであれば応募したい」と思っただけだと存じますので、いつまで期間を延ばすというのも決めかねておりますが、確かにそういったご意見もあると思いました。検討させていただきます。

○事務局（計画部 田中部長）

ガイドラインができたという周知も一つですが、やはり最初の説明でも実効性についてお話をしていたかと思います。ですので、このガイドラインができて、なるべくこの考え方に共鳴していただき、この考えを取り入れた広告物ができていくことがよりよい景観の形成につながると、我々はそう思ってやってきております。そういう意味からすると、なるべくこれを使ってできたものがある程度出てくるような時期にやれば、それが狙っているところになります。今回は少し周知期間を取ることにしていますが、できてすぐだと、これに沿った広告物が、このガイドラインに事例として載っているものはあるかもしれませんが、「なるほど、このガイドラインのようにやってみよう」と考えて作っていただく広告に関しては、初回ではなかなか対象になってこない場合もあると思います。それはもったいないところもありまして、少し周知期間を設けることにした次第でございます。

○不破委員

なるほど。そうすると、表彰制度の周知期間が半年あったらいいですね。つまり、ガイドラインができました、という営業期間が半年あるならば、表彰制度もありますと言ったほうがガイドラインに合わせたくなる気持ちが強くなるのだから、同時に周知した方がいいと思いますが、ガイドラインができましたと周知した後に、実はこういう表彰制度があるので、ぜひそれに向けて頑張って作ってくださいという周知期間があるならば、何となく腑に落ちました。その点どうでしょうか。

○事務局（阿部参事）

私も言葉足らずだったのですが、今不破委員がおっしゃいましたように、「広告物ガイドラインができました」のほかに「景観広告賞の表彰式も予定しています」をあわせてPRします。その賞があるということも併せて周知したいと思います。

○不破委員

それでよろしいと思います。むしろそれで積極的にこの賞に誘導するということですね。

○恒松会長

予告をしても問題ないと思うので、積極的に行ったほうが私もいいと思って伺っていました。

事務局批判になるわけではないですが、前日に「募集開始を延ばします」という連絡が来たので、部会としても驚いており、屋外広告物部会委員も多分「あ、そうなんだ」という感じで今日は臨んでいると思うので、まだ頭の中で整理できていないと思うのですが、部会委員の皆様、いかがですか。

○山畑委員

表彰制度の趣旨がいわゆるガイドラインとリンクしているという観点で言いますと、こういう広告を求めているのだということの周知が必要なのかなと。その期間が少し足りなかったかなという趣旨で、少し長めにということは理解できました。

山形県の例ですと、広告を出しているが、これはいわゆる広告の表彰ではなくて景観との絡みというところで、自分の作った、あるいは出した広告がこの制度の表彰制度に合うのかどうか分からないから応募しないということもやはりあります。ですから、先ほどお話があった市民からの「ここ、いいよ」といったことを取り入れる制度としての応募のしやすさと、何を求めているのかというところがうまくリンクして、よりよいものが応募されていくために、多少期間が延びても、理解される時間が必要とは思いますが。

○事務局（大友係長）

ガイドラインの周知で、皆様にただ「できました。読んでください」ではなく、様々な方に実際に目を通していただいて、我々事務局でもご質問やご相談を具体的に受けられるような体制をとりながら、どういったものが仙台市にとって素敵だと思っているのかを幅広く知っていただけるように、周知を進めてまいりたいと思います。

○高山委員

周知の関係で、仙台市で今回このガイドラインを作成するに当たってご協力いただいた店舗にもガイドラインをお送りするとおっしゃっていましたので、それとあわせて表彰のご案内もしていただき、その事業所さんからも是非応募いただいて、これを活用して新しい店を作っていただき、その方たちを表彰するのもいいですが、やはり表彰制度に応募していただき、受賞した事業所さんが出てくると、それをマスコミさんも捉えやすいと思います。それによってこの制度がまた周知されて、ほかの事業者さんにもこういった取組をしていただき、またさらに表彰していくという繋がりができればいいなと思います。

○恒松会長

部会の中でも、既存の広告の中にも良いものがあるでしょうという議論はしており、1回

目はそういう広告が多く出てきて、それに今回のガイドラインに沿ったものが追加されるので、初めはいろいろ混在していてもいいのではないかというご意見もありました。そこはこれだけという評価ではないと思いますので、少しご検討いただければと思います。

○梅田委員

応募された作品は、常にオープンになっているのですか。応募されたものが、「これ応募作品なんだ」と他の人が知って、「これが応募しているなら私も応募しよう」というようになるのか、それともシークレットなのか。

○恒松会長

エントリーの過程ということですね。応募作品はホームページで投票してもらうなど想定していますか。

○事務局（大友係長）

資料に具体的には書いておりませんが、先ほど市民のウェブアンケートをとりたいというお話をしていますとおり、応募いただいたものは全ての市民意見を聞いてまいりたいと考えております。また、応募があった作品については全てホームページ等で公開できればと考えております。

○恒松会長

ホームページでどういう周知になるかはこれからご検討いただくことになると思うのですが、基本的には応募いただいた作品は分かるような形にすると事務局からはご提案いただいております。

○高山委員

それは応募を締め切ってからアップするのでしょうか。応募期間中、順次アップしていくのでしょうか。きっと梅田委員は応募期間中に順次アップしていくことによって、それに触発されて、また応募する人がいるのではないかという意味だと思うのですが。

○事務局（大友係長）

現段階でのイメージでは後者の考え方、応募を締め切った後にアンケートの対象として公表というイメージでございましたが、やり方については詳しく考えてみたいと思います。

○恒松会長

少し時間が空きましたので、そのあたりご検討いただければと思います。

○不破委員

表彰制度はぜひ進めていただければと思いますし、数が出てくるのはいいと思うのは先ほど話したとおりなので、これは前回の審議会のガイドラインそもそもの話に似ているのですが、やはり「（１）店先づくり編」の店先づくりの広告というのと「（２）景観広告編」

の道路からどう見えてくるのか、その中の景色にどう広告が見えてくるのかは客観的に見ても趣旨が全く違ってくると思います。そのときに（１）は、極端に言えば先ほどのように何でも楽しい賞でいいと思うのですが、（２）は楽しい賞というよりも、もっと先に、極端に言えば「こんな広告に賞が出てしまうのか」と思われることが多いと思うのです。私は全て道の前にある広告は好ましく思っていないので、「この広告になぜ賞が出るのか」と思ったときに、例えばこのガイドライン 10 ページにある改善例のようにしてくれているから賞をあげているとしっかり意識づけできているといいのではないかとまず思いました。あとは、例えば 10 ページ真ん中の中段にあるものが、「これでいいのか」と思われてしまうのもやはりよくない気がして、それはこの賞の在り方についてもやもやします。それは 9 ページの上の段もそうですが、ボリューム的には左も右も同じではないのかと思うのですよね。ですので、賞の在り方も含めて、賞を与えるとき、もしくはその賞を公表するときに、きちんと謳っていただくことが大事なのではないかと思いました。

○事務局（大友係長）

今回、表彰につきまして、事務局でもガイドラインのことをどれぐらい読み込んでいたかといったようなチェックをするのに合わせ、屋外広告物部会委員に最後に賞に値することについてご議論いただく予定となっております。

また、公表については、こういった観点を評価して受賞になりましたというところも併せて整理等をした上で発表してまいりたいと思っております。今回初めてやるものですから、具体のやり方まで細かく詰め切れていないところはあるのですが、透明性があってわかりやすくお示しできるようなことを考えております。

○恒松会長

部会ではきちんと議論させていただいていないのですが、事務局とお話しした中で、建築賞でもあることですが、「なぜこれが賞を得たのか」はやはり議論になると思うので、表彰基準をブラックボックスになる形にはしない方がいいのではないかということが挙がり、それは部会でも少しお話しをさせていただいています。

あと、これは完全に個人的な意見として事務局に伝えたのですが、講評は出しましょうという話をしました。講評というのは講評文ですね。なぜこれが表彰されたかを書くようにしませんかというもので、皆さんからご意見をいただいて、その賞に値するポイントは何なのかを書かないと、次に出てくる広告にいいものが上がってこなくなるので、講評を出しませんかというお話をさせていただいていたところではありました。

ですから、不破委員が懸念されていることは、私たちも相当気になるところで、できるだけ「なぜこれが」とならないようにはしたいと考えております。なので、出てきたものがもしかしたら賞に該当しないのも出てくるかもしれないというお話は若干しておりました。

○小林委員

今すぐの話ではありませんが、市役所本庁舎の建替えが進んでいる中で、今こういう景観や広告の話も、市民との関わりのあるところで、仙台市というもののデザインが作られてくると思います。当初の計画だと新庁舎の 1 階あたりが市民との関わりがしやすい場所という

コンセプトがあり、1階に持って来いというわけではないのですが、現在の本庁舎8階の見学スペースに市民が来て、付箋で「こう思います」みたいなのをペタペタ貼ってあります。そのような発信できるところに、その進化版のようなものが新しい市役所の1階のところにあって、今回こういうものが応募されているなどを見ることができたり、自分たちがそういうデザイン、こういう建物を建てたらいいねといえるような関わられる場所ができればいいと思うので、そういう話があったら、必ずそういうものが欲しいというのを言っていただければありがたいなと思いました。

○事務局（阿部参事）

特に新庁舎の1階部分については、市民との協働のコーナーを設けようとしておりますので、行政だけの発信ではなくて、市民活動の一環でいろんなものをやろうとしていますし、実験で昨日からバス停の脇にデジタルサイネージをつけて、公共広告を来月ぐらいから流してみようということもしています。その中でも、広告だけではなくて、5月までに公表しました210件のビューポイントやそういったものもあわせてご案内できるように庁舎管理部局や広報課と連携して取り組んでみたいと思います。

○恒松会長

ぜひ積極的な広報をお願いしたいと思います。

表彰制度に関しては、まだ期間があるようなので、この後お気づきの点があれば事務局にお知らせいただければと思います。昨日の今日なので、今後機会があれば部会でも議論できればと考えております。

質問がないようであれば、今回の表彰制度ですが、ガイドラインの浸透とあわせて周知期間を設けるということで、より魅力的な店先や広告物が増えることを期待することになると思います。

事務局に関しては、先ほど予告もどうですかという話がありました。予告はあった方が個人的にはいいと思いますので、是非ご検討と周知を進めていただければと思います。

最後に全体を通してご意見、ご確認等あればご発言いただければと思います。

よろしければ、本日の議事に関してはこれにて終了とし、進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会